

ITOKC的 かかりつけ医機能とは



地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下の対応を行っています。

以下の対応を行っていることについて保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

- (1) 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- (2) 専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- (3) 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
- (4) 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- (5) 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- (6) (東京都) 医療機能情報提供制度 (ひまわりなど) を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できます。